

第 2 回資料

4 報告

- ・令和 7 年度第 1 回千葉県教科用図書選定審議会 議事録

令和7年度 第1回千葉県教科用図書選定審議会 議事録

日時：令和7年4月24日（木）

午後2時から午後3時まで

会場：中庁舎9階企画管理部会議室

出席委員（敬称略）

宮崎 晶子	神子 純一	山岸 恒孝	星野 恵美子	鉄井 修一
渡邊 美和	染谷 篤	向後 依明	富永 安男	藤ヶ崎 功
小石 伸一	井上 春江	中舘 玲子	佐川 桂子	大野 英彦
金児 美佐保				

出席事務局職員

千葉県教育委員会教育長	杉野 可愛
千葉県教育庁教育振興部学習指導課長	増田 武一郎
千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課長	松見 和樹
千葉県教育庁教育振興部学習指導課	
主幹兼教育課程指導室長	吉田 俊一
教育課程指導室 指導主事	村瀬 正
同 指導主事	石井 知愛子
同 指導主事	若林 幸子
同 指導主事	井上 和博
千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課	
教育課程指導室 指導主事	和田 志門

（事務局進行）

（事務局） 配付物の確認をする。その他の資料については、審議する際に、随時配付する。

1点、念のため再度確認。委員は、承諾書等に記載されていた、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者等に該当しない」ことでよろしいか。

本審議会は、千葉県情報公開条例第27条の3の規定により公開であることから傍聴可能となっている。なお、審議内容によっては非公開となることがある。このことについては、後ほど審議する。

※最後に、本日は、福田委員、佐原委員が欠席である。

また、染谷委員が遅れるとの連絡があった。

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 辞令交付

4 委員紹介

5 会長・副会長の選出

(進 行) 千葉県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則第2条第2項の規定により「会長及び副会長は、委員の互選によって定める」となっているが、いかがか。

(委 員) 事務局に一任する。

(委 員) (同意)

会 長 大野 英彦

副会長 藤ヶ崎 功 の両氏を選出。

6 会長・副会長あいさつ

7 諮問

教育長より会長へ諮問

「義務教育諸学校における令和8年度使用教科用図書の採択に関することについて」

(進行会長)

8 議 事

※「議事(3) 専門調査員会及び調査員について」からを非公開とすることについて

(会 長) 千葉県情報公開条例27条の3により、「8(2) 選定資料の観点について」までが公開、「8(3) 専門調査員会について」を非公開とすることで、よいか。

(委 員) (同意)

(会 長) 「8(3) 専門調査員会及び調査員について」を非公開と決定する。

(1) 義務教育諸学校における令和8年度使用教科用図書の採択に関することについて

(事務局説明) 「義務教育諸学校における令和8年度使用教科用図書」以降「令和8年度使用教科書」と呼ぶ。この採択に関することについて説明

する。まず、採択のしくみと本審議会の位置付けを説明する。
資料の「義務教育諸学校用教科書の採択のしくみ」の流れでは、発行者から文部科学省に対する書目の届出から、検定、目録及び教科書見本の送付の流れが示されている。なお、教科書見本は、各教科書展示会場にも送られ、展示会開催により県民の方々に教科書を見ていただく機会を設ける。目録に掲載されているものが教科書となり、各学校ではそれを使用することが、法令で定められている。図の左側に「教科用図書選定審議会」が示されている。これが本日の会議の位置付けとなり、県教育委員会が行う指導、助言、援助に関すること等を審議するための機関となる。指導、助言、援助に関する事項は、この資料に関係法令の記載があるが、県教育委員会が、指導、助言、援助を行おうとするときは、あらかじめ「教科用図書選定審議会」の意見を聞かなければならないとされている。

本審議会は、教科書の調査研究のために専門調査員を置くことができる。専門調査員は採択の対象となる種目について、観点を基に調査研究を行う。なお、この専門調査員が作成する「選定資料」に関することや調査研究を行う「専門調査員の推薦」に関することは、後ほど協議する。

市町村教育委員会では、採択地区ごとに選定委員会及び採択地区協議会並びに調査員会を組織し、都道府県からの指導、助言を基に、調査研究に当たる。採択地区は、一つの市で採択を行う単独採択地区と複数の市町村で採択を行う共同採択地区があり、共同採択地区は、同一の教科書を採択するために協議、連絡調整し、採択を行う。なお、共同採択地区では、毎年度事務局となる市町村が各地区で決められている。

令和7年度は、小学校、中学校ともに採択替えはなく、毎年行われている学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書、以降「附則9条本」と呼ぶ。この採択替えのみとなる。

県教育委員会は本日の選定審議会へ「市町村教育委員会への教科書の採択に関する指導、助言又は援助」について、意見を伺うための諮問を行った。専門調査員会を設置し、「市町村への指導、助言又は援助」のための調査研究を依頼する。この調査結果は、第2回審議会では専門調査員の代表が選定審議会に対して報告し、審議会はその報告を基に審議を行い、答申文に調査研究資料等を添え、県教育委員会に「答申」として、会長から教育長へ提出することになる。この答申文と調査研究資料等をもとに、県教育委員会は市町

村教育委員会等に通知を行い、指導、助言、援助となる。なお、県立中学校の教科書採択については、法令に基づき昨年度採択した教科書と同一の教科書を採択する。

教科書関係の行事について今年度、本審議会は2回の開催を予定している。また、市町村教育委員会等に対する指導、助言に関する調査研究を行う専門調査員会は、予備を含め、5回を予定しているが、調査員会の進捗状況に応じて、集合回数や時間が異なる見込みである。

今年度の教科書展示会だが、今年は6月1日から7月31日までの間で任意の14日間、法定展示会として開催する。市町村教育委員会等には文書にて連絡するが、今後は県のホームページなどを活用し、広く周知を図る予定である。

県教育委員会は市町村教育委員会及び校長の行う採択に関する事務に関して、適切な指導、助言、援助を行うために、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見を聞かなければならないとされている。そこで先ほど、教育長より諮問が行われた。具体的な諮問事項について説明する。

諮問事項「1」は小学校用教科書の採択に関することであり、今年度も採択替えは行わないので、昨年度と同様な内容となる。

諮問事項「2」は中学校用教科書の採択に関することであり、今年度から中学校用教科書は新しくなったので、小学校と同様の採択と記載する必要がある。

諮問事項「3」については、特別支援学校用教科書の採択に関する内容である。「特別支援学校用」の教科書目録に記載されている、文字の大きさや内容が、より学びやすくなるように配慮された、いわゆる☆本や、文字が点字で表記された点字本等が対象となる。小学部は小学校、中学部は中学校と同じ扱いになるので、小学部は同様の記載内容、中学部は記載内容が変わることになる。

諮問事項「4」の学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書とは、附則9条本と略して言われる、市販の絵本などの一般図書のことであり、今回の調査は、140冊程度になる予定である。昨年度採択した図書について調査した内容等を見直すとともに、新規の4冊の調査研究を新たに行う予定である。また、昨年度から7冊を削除する予定である。

諮問事項「５」教科書の内容に関し、考慮すべき事項、選定基準ということになる。学習指導要領の趣旨をふまえていること、本県の教育施策に適合していること、採択地区の実情や児童生徒の生活経験や、学習能力に適合していること等に関しての内容である。

諮問事項「６」選定に必要な資料について、今回の選定資料は、特別支援用の附則９条本、絵本等の一般図書で構成される。選定資料の観点や内容については、議事の（２）で審議いただく。

諮問事項「７」の教科書採択の公正確保について、過去において採択関係者に対する検定申請本の内容の開示を伴う不適切な行為や教科書発行者からの贈答等が明らかになり、教科書採択の公正性・透明性に対して疑念を生じさせかねない事態が発生した。そのことも踏まえ、教科書採択の公正確保について答申をしていただく。

諮問事項「８」その他、採択業務遂行上で必要な事項に関するとは、過去に文科省から発出されている通知の内容を基にした内容である。

【質疑等】

（委員） 教科書の展示会について。法定展示会と言っていたが、法定でない展示会はあるか。

（事務局） 法定展示会期間外であっても教科書展示会を開催することは可能であり、期間の前後に展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民等における展示会を行ったりするなど、広く地域住民が展示会に参加できるよう工夫することとあるので、法定でない展示会も存在する。

（会長） 法定展示会以外に関する昨年度の実施についてわかることはあるか。

（事務局） 法定展示会は例年通り２６か所で行った。展示会の中には図書館で実施しているものがあり、展示会後も実施しているものがある。例えば近隣であれば、習志野市や八千代市等の展示について継続して行っている。細かに把握しているわけではないが、各採択地区事務局や市町村教育委員会の協力を得て、行っている。

（会長） 義務教育諸学校における令和８年度使用教科用図書の採択に関するについて、事務局の提案どおりとして、よいか。

（委員） （同意）

(会 長) 「議事(1) 義務教育諸学校における令和8年度使用教科用図書の採択に関することについて」を事務局の提案どおりと決定する。

(会 長) 教科書採択について令和7年4月22日付けで請願が1件出ており、事務局で受け付けている。この取り扱いについては今後、検討していく予定である。

(2) 選定資料の観点について

(事務局説明) 市町村教育委員会等への指導・助言については答申をもとに行うが、諮問事項の「6 選定に必要な資料に関すること」として、作成するのが選定資料になる。

この選定資料の観点に従って専門調査員が調査研究した内容を次回5月28日の第2回選定審議会で選定資料の(案)として、専門調査員から報告され、審議したのち、「選定資料」となる。今年度は、附則9条本(一般図書)に関する資料の作成が中心となる。一般図書を選定する場合の観点は、障害の状態や発達の段階及び特性への配慮や工夫など、特別支援教育に必要な観点を設けている。

作成した資料及び調査研究報告をもとに、附則9条本に関することを中心に答申をいただくことになる。

【質疑等】

(委 員) 資料にある観点とは、新規本に関する観点なのか。

(事務局) これまでも140冊近い附則9条本を同じ観点を以て選定資料を作成している。今年度も同じ観点と形式で資料を作成していくことになる。

(会 長) 中学校教科用図書及び附則9条本の観点と様式について、事務局の提案どおりとして、よいか。

(委 員) (同意)

(会 長) 「議事(2) 選定資料の観点について」を事務局の提案どおりと決定する。

(3) 専門調査員会及び調査員について

(事務局説明) 各教育事務所域内の市町村立学校から1名ずつの5名、千葉市立学校から1名、特別支援教育課からの推薦で、県立特別支援学校から5名、特別支援教育課指導主事1名の計12名で構成されている。今回は、東葛飾教育事務所から推薦のあった山口校長先生を座

長とし、その他は主に教諭層で構成されている。なお、調査員の任命に際しては、教科書採択の公正性・透明性の確保に万全を期すべく、当人に対し、教科書の著作・編集に参加・協力等した者でないことを記した、承諾書及び誓約書等の提出を求めている。

【質疑等】

(委員) 専門調査員のメンバーで小学校籍が多いが。

(事務局) 教科書については第1に検定図書の該当学年のものを使用する。第2に検定図書の他学年のものを使用する。第3に☆本といわれる文科省の著作教科書の使用を考える。それでも難しい場合にこの一般図書を使用することとなっている。また、今年度採択をするものが一般図書についてである。先ほど説明したように市販の絵本が中心となっている。このことから小学校の方がより一般図書を使用する頻度が多いと考えられるため、小学校教諭が多くなっている。

(会長) 専門調査員会及び調査員を事務局の提案どおりとすることで、よいか。

(委員) (同意)

(会長) 「議事(3) 専門調査員及び調査員について」を事務局の提案どおりと決定する。

(事務局説明) ただいま調査員について承認いただいたので、来週30日(水)より専門調査員会を開催し、調査研究に取り組んでいく。

最後に、専門調査員会の公開・非公開の別について、皆様に御審議いただきたい。教科書採択については、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、公正かつ適正に審議が行われるようにする必要があること。また、調査員から人目を気にすることなく丁寧に調査研究及び活発な協議をしたいとの意見から、加えて、教科用図書の専門的な事項を調査研究をするため、対面による会議だけでなく、メールやオンライン通信等のICT機器による打合せ、情報共有を行うなど時間的な制約のある中で調査研究を行っていることから、これまで専門調査員会は、非公開で行っている。

本審議会については、千葉県情報公開条例に則り、原則公開としているが、来週から開催される専門調査員会の会議の公開・非公開について諮っていただきたい。

(会 長) 専門調査委員会の公開・非公開について、委員の皆様からの意見を伺いたい。いかがか。

(委 員) 静ひつな環境で公正かつ適正に審議するために、非公開がよいと考える。

(会 長) 令和7年度専門調査委員会について非公開とすることによいか。

(委 員) (同意)

(会 長) 令和7年度専門調査委員会を非公開と決定する。

(進行事務局)

9 諸連絡

(1) 情報公開について

(事務局) この教科書採択に係る情報について、静ひつな環境のもと公正な採択を行うため、本会議においても途中から非公開とし、専門調査委員会会議についても非公開ということで決定していただいた。したがって、本日のこの会議資料において、非公開で審議いただいたものは、こちらで回収させていただき、次回まで事務局で保管をさせていただく。また、この採択が終了する日まで守秘義務である。

なお、本審議会の議事録及び資料等は、昨年度から会議終了後、公開できる部分から速やかに公表する。また、委員の名簿について、第1回教育委員会会議の公開に伴い公表している。

非公開で審議していただいた内容も含め、採択期限終了後までには本審議会の議事録及び資料を県ホームページ等で公表する。

開示請求については、教育庁学習指導課教育課程指導室において対応する。

(2) 提出書類及び次回の開催日時について

(3) 資料等について

10 閉会